

## 議第 80 号 専決処分の承認について

### 1 提案理由

国を退職する者が本市の副市長に就任することとなったことに伴い、呉市特別職員退職手当支給条例（昭和 33 年呉市条例第 33 号）について特別職員の退職手当の算定の基礎となる在職期間に係る一部改正をし、平成 30 年 3 月 31 日までに施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定による専決処分により呉市特別職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成 30 年呉市条例第 41 号。以下「一部改正条例」といいます。）を制定したので、同条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

### 2 改正の内容等

一部改正条例による改正前の呉市特別職員退職手当支給条例には、国家公務員が退職して本市の特別職員になる場合等について、「従前の在職期間は特別職員の退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算する規定」がなく、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 20 条第 2 項の規定による退職手当の不支給の対象とならず、国が当該職員に対し退職手当を支給する必要性が生じることから、次の規定を追加しました。

#### (1) 退職手当の額の算定の基礎となる在職期間の通算

他の地方公共団体の職員又は国家公務員が本市の特別職員になるため退職し、引き続き本市の特別職員になった場合には、従前の在職期間は、特別職員の在職期間に通算することとしました。

#### (2) 在職期間を通算した場合の退職手当の額の算定方法

在職期間を通算した場合に、当該通算するそれぞれの在職期間で退職手当の額の算定方法が異なるため、これらを区分し、それぞれの在職期間ごとに算定して得た額を合計したものを当該特別職員の退職手当の額とすることとしました。

### 3 施行期日

平成 30 年 3 月 30 日

### 4 新旧対照表

改正前	改正後
(退職手当の支給及び額) 第 2 条 この条例の規定による特別職員の退職手当（以下「退職手当」という。）は、特別職員が退職し、又は任期が満了した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。	(退職手当の支給及び額) 第 2 条 この条例の規定による特別職員の退職手当は、特別職員が退職し、又は任期が満了した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の特例)

第3条 他の地方公共団体の職員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「他の地方公務員等」という。）が引き続いて特別職員となった場合には、当該他の地方公務員等に対する退職手当に関する規定による退職手当の算定の基礎となる在職期間は、その者の特別職員としての在職期間に通算する。

2 前項に規定する場合における退職手当の額は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 特別職員としての在職期間について、前条第2項及び第3項の規定により算定して得た額

(2) 他の地方公務員等としての在職期間について、他の地方公務員等を退職した日における給料月額又は俸給月額（国家公務員退職手当法第3条第1項に規定する俸給月額をいう。）及び在職期間を基礎として、当該他の地方公務員等を退職した日に呉市職員を退職したものとみなして、呉市職員退職手当支給条例（昭和38年呉市条例第15号。以下「退職手当条例」という。）の適用を受ける職員の例により算定して得た額

(退職手当の支払方法等)

第3条 退職手当の支払方法、支給制限等については、呉市職員退職手当支給条例（昭和38年呉市条例第15号）第2条の2から第2条の4まで及び第15条から第22条までの規定を準用する。

2 特別職員が、退職等の後、引き続き他の地方公共団体の職員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「他の地方公務員等」という。）となった場合において、その者の特別職員としての在職期間が、他の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により他の地方公務員等としての勤続期間に通算されることが定められているときは、退職手当は支給しない。

(退職手当の支払方法等)

第4条 退職手当の支払方法、支給制限等については、退職手当条例第2条の2から第2条の4まで及び第15条から第22条までの規定を準用する。

2 特別職員が、退職等の後、引き続き他の地方公務員等となった場合において、その者の特別職員としての在職期間が、他の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により他の地方公務員等としての勤続期間に通算されることが定められているときは、退職手当は支給しない。

